

## 第22期 第10回福岡県有明海区漁業調整委員会議事録

1. 日 時 令和4年8月31日(水) 14:00～14:45

2. 場 所 福岡県有明海水産会館(柳川市三橋町高畑271)

### 3. 出席者

福岡県有明海区漁業調整委員会 委員10名

### 4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 4名

福岡県有明海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 1名

福岡有明海漁業協同組合連合会 1名

### 5. 議題及び議決内容

(1) 令和5年度共同漁業権、区画漁業権免許切り替えにおける農林水産大臣管轄漁場の取扱について(協議) 資料1

(説明)

事務局から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし。

(審議結果)

原案のとおり要望書を提出することとなった。

(2) じょれん及びふるいの目合の制限にかかる委員会指示について(協議)

資料2

(説明)

事務局から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員:現在の資源状況はどうか。

研究所:最近、豪雨などにより一時的に減少した時期があったが、保護区を設定し稚貝育成を図ったり、雨の影響を受けにくい漁場から影響の少ない漁場へ稚貝を移植する取り組みなど行った結果、まだ低い水準ではあるが、稚貝が広い範囲で発生するようになっている。

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することとなった。

(3) 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号にかかる違反について(協議)

資料3-1、資料3-2

(説明)

事務局及び漁業管理課から資料3-1、資料3-2に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：違反者が毎年出るようなら、もっと厳しくするほうが良い。

1回目は注意、2回目が知事命令、3回目で罰則ではなく、(1回目から知事命令を出し)2回目に罰則なら、そのように厳しくしてもらった方が良い

漁業管理課：もっと厳しい処分については、例えば、許可漁業の制限条件のなかに(委員会指示の内容を)入れ込むことで、1回目の違反から罰則を適用することが可能。

委員：1回目で罰則が適用できるようにすることについて、漁連でも検討をして欲しい。

有明海漁連：委員会での意見について、今後可能かどうか検討していかなければいけないと考えている。

(審議結果)

原案のとおり知事命令をだすよう、福岡県知事に申請することとなった。

#### (4) 第376回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について(報告)

(説明)

事務局から資料4に基づき、報告がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし。

#### (5) その他

特になし。